

健康事業所宣言証明書

社員が心身ともに元気に働ける事業所を目指して、
健康づくりに取り組むことを宣言します。

① 健康診断の実施

法令に従い、社員に対して健康診断を100%実施します。

② 社員の生活習慣改善を支援

生活習慣の改善のため、健診結果に基づく保健指導及び
特定保健指導を対象者全員が受けられるよう努めます。

③ 検査・治療の勧奨

健診結果で再検査、精密検査又は治療の必要があった場合、
対象者全員に医療機関を受診するよう勧めます。

④ 健康づくりに向けて次の取組を実施します

- 健康増進・生活習慣病対策
- 食生活の改善
- 運動の推進
- 禁煙対策
- 感染症対策
- こころの健康づくり
- 治療と職業生活の両立支援
- 女性の健康の保持増進
- 長時間労働への対応(ワークライフバランス)

株式会社深松組
代表取締役社長 深松 努

貴社が「健康事業所宣言」したことを証明します。

令和3年4月1日

全国土木建築国民健康保険組合
理事長 水田 邦雄

